

議 事 録

会議名	平成30年度第3回寒川町情報公開審査会 平成30年度第3回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成30年8月22日(水)9:15～11:20	開催形態	非公開
場 所	本庁舎3階 議会第2会議室		
出席者	委 員：森田、片岡、清水、鶴園、谷澤 事務局：野崎(総務部長)、三橋(総務課長)、高橋(行政総務担当主査)		
議 題	(1)議事録承認委員の指名 (2)寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について (3)その他		
決定事項	(1) 谷澤委員・片岡会長を指名		
議 事	別紙のとおり		
資 料	資料番号1：平成30年度第2回情報公開審査会及び個人情報保護審査会の議事録(案) 資料番号2：口頭意見陳述聴取結果記録書(案) 資料番号3：口頭意見陳述の記録(テープ起こししたもの) 資料番号4：答申(案) (※審査事項のため資料番号1～4は非公開) 追加資料：寒川町情報公開審査会審査要領新旧対照表(案)及び寒川町個人情報保護審査会審査要領新旧対照表(案)		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	谷澤 眞樹 片岡 正昭	(平成30年10月12日確定)	

議 事 の 経 過

1. 開会 片岡会長

議事の前に、片岡会長より次の事項について、寒川町情報公開条例第 18 条第 6 項第 1 号の規定に基づく意見書を提出することについて提案があった。

① 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の開催事由を明確化すること。

平成 22 年以降、2 つの審査会は慣例的に合同開催しているが、条例上の開催事由として明記されているのは「審査請求があったとき」のみである。審査請求が提起されていない個人情報保護審査会を合同で開催することには、根拠がない。審査会の開催事由を整理し、根拠規定を整備することを要望する。

② 条例改正を行うにあたり審査会の意見を反映できる仕組みを導入すること。

条例を改正するときに、審査会が関与する手続きが整備されていないため、条例改正の内容が事前に審査会へ伝えられず、今回の審査請求の審査にあたって支障が生じることとなった。今後、審査手続きの変更を伴うような条例改正を行う際には、寒川町情報公開制度運営審議会から審査会へ意見聴取できるように条例に明記することを要望する。

③ 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の提出資料の送付及び閲覧方法を変更すること

条例第 21 条第 1 項及び第 2 項は、第三者の利益を害するとき又は正当な理由があるときは、提出資料を送付等しなくてよいと規定しているが、これでは、提出資料が出たこと自体も他の審査請求人等には分からなくなってしまう。そこで、秘匿情報がある場合には、その部分を黒塗りにして送付するよう条文を改正することを要望する。

提案について各委員が了承した。

2. 議事

第 1 号 議事録承認委員の指名

谷澤委員及び片岡会長を指名した。

第 2 号 寒川町情報公開条例第 16 条第 1 項の規定に基づく諮問について

○第 2 回審査会の議事録(案)及び議事の経過(案)について

(案)のとおりとし、議事録承認委員(清水委員及び鶴園委員)が承認した。

○口頭意見陳述聴取結果記録書(案)について

(案)のとおり確定とした。

○口頭意見陳述の記録(テープ起こししたもの)について

2 ページ 1 行目、片岡会長の発言中「情報公開条例の改正に伴い、」を追加する。

10 ページ 3 行目、片岡会長の発言中「委員会」を「審査会」に修正する。

15 ページ、清水委員の発言中「議章」について、事務局で再度録音データにより文言を確認し、修正すること。

○答申(案)について

*【2. 審査請求人の主張】に記載されている「部分公開決定処分を取り消し」という表現について、部分公開した部分を非公開にしろということであれば、「部分公開決定中公開部分を取り消し」という表現のほうが適切ではないか。

→「部分公開決定中公開部分を取り消し」に改める。

*【4. 審査会の判断理由 (2) 条例第 5 条第 1 号ただし書ア及びウの該当性について】のアのうち、「しかし、議会の会議の公開は、地方自治法第 115 条の規定に基づくものである・・・」について、法令に基づく公開だとすると、それで説明がついてしまい、審査会として、議員の情報はどこまで公開されるべきかを検討した内容が活かされないことになる。

→アのうち「しかし、議会の会議の公開は、・・・実施機関の説明は疑問である。」の部分を削る。

*イの部分は、公務員等の氏名の公開についての一般的な解釈を述べ、その上で今回の事案に対する解釈としてウの部分へ繋げるほうがよい。

→イのうち「これらを踏まえ、・・・適切であると判断する。」の部分を削る。

*ただし書アの該当性について、実施機関は決議文が公開されていたことがただし書アの「慣行」に該当すると説明したが、審査会としては、寒川町議会 P R 番組はそもそも議会としての公務であり、放映されることを前提に作られたものであり、その中で挙手をして氏名を明示して発言したことが、ただし書アに該当すると判断する。

→ウのうち「実施機関がただし書アに該当すると・・・異を唱えるものの、氏名を」を「氏名については条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当し、これを」に改め、アからウまでをまとめてアとする。

*エについて、ここでいう「職務遂行の内容」というのは、議員の行為だけでなく、それに対する町長の抗議を含めた一連の事実経過のことである。

→エのうち「本件公文書に記録された情報が、」を「本件公文書には、寒川町議会 P R 番組収録時における山蔦紀一議員の発言に対する町長の抗議が書かれており、これは」に改め、エをイとする。

*【(4)その他の事項について】には、審査請求人が主として主張している部分があるので、そのことに対して審査会に審査する権限が無いときちゃんと答えておいたほうがよい。

→「その他の事項について、」を「審査請求人が主張する公文書の作成過程及び町議会における決議文の議決に至る過程の是非について、」に改める。

○口頭意見陳述において審査請求人から提起された問題について

- ① 審査請求をしたという事実が外部に漏洩しているとの指摘について
→審査会として、今回の審査の中で漏洩の事実を確認することはできなかったが、他の自治体において同様の事例が発生していることから、注意を促す意味で情報公開条例第18条第6項第2号の規定に基づく意見書を議長宛に提出することとした。
- ② 議員が使用するタブレット端末に掲載された情報の取扱いについて
→議会内の管理に任せることとし、審査会として判断は行わないこととした。

○意見書の提出について

- ① 条例第18条第6項第1号の規定に基づく町長宛の意見書について
→会長が作成した意見書案を基に審議し、事務局で誤字等を含めて修正し、各委員へ送付することとした。
- ② 条例第18条第6項第2号の規定による議長宛の意見書について
→検討の結果に基づき、事務局で意見書案を作成し、各委員へ送付することとした。

○答申書等の提出について

答申及び意見書は、会長から議長及び町長へ手渡すこととし、日程については後日事務局が調整し、会長へ連絡することとした。

第3号 その他

事務局より、前回会議の結果に基づく審査要領の改正案について説明を行い、了承された。

5. 閉会 片岡会長

以上